

昭和41年商業統計調査
指定統計第23号 商業調査票乙

2	1	市区町村番号	調査区番号
の 内 容 に 不 利 の こ の り ま す ○		○	



一連番号 (市区町村単位)	票番	産業分類	規模
○	※	◎	※

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
○欄は市区町村で記入してください。⑥端

ください。

※欄は記入しないでください。

この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

この調査票は、商業統計表を作成するための使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者の内容を他にもらることは法律により固く禁じられております。

通商産業省

記 入 注 意

一 般 事 項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りょうに記入してください。
- 2 調査の期日に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調 査 事 項

1 商店名および商店所在地

- (1) 商号、屋号を記入してください。それがない場合には事業主の氏名を記入してください。
- (2) 一定の区画または建物内にあるときは、「○○市場内」「○○ビル2階」のように付記してください。

2 商店の開設年

商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。

3 売 場 面 積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入してください。
- (2) 売場面積には陳列棚、ショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路および洗面所を含め、事務室、倉庫は除いてください。
- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合は商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないでください。

4 従 業 者 数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。

- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。

6 年間商品販売額および商品手持額

(1) 分類番号および商品名

- イ 商品名は別表の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を明記してください。
- ロ 該当する商品名が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入し、販売額が少ない商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。

ハ この分類表のどこに属するか不明のものは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）と卸売か小売かの区別を書いてください。

(2) 年間商品販売額

- i) 商品販売額はつぎの事実があったときにその代金の全額を計上します。

イ 商品の代金全額を受け取ったとき、または販売の目的で商品を引き渡（発送）したとき。

ロ 他に販売を委託した商品は、受託者からその代金を受け取ったとき、または販売済みの通知があったとき。

ハ 商品券の販売額は、商品販売額に計上しないでその商品券で商品を引き渡したとき。
- ii) つぎの金額は商品販売額に含めます。

イ 商品販買の代理を行なっている場合および他人から商品販買の委託を受けている場合はその取扱額。ただし、割賦販売の場合を除きその代金がいったんその店の収入として入金しないときは商品販売額に含めません。

ロ 家計用に自家消費した商品の代金。

(3) 商品手持額

商品手持額は調査日（昭和41年7月1日）現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、もよりの決算日現在によってもさしつかえありません。

(4) 年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合

商品販買の代理（受託品の卸売を含む）を行なっている場合は、「年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入してください。

7 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

(1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または商品販買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入してください。

(2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。